

介護職員等処遇改善加算への一本化について

◆ 概要

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

サービス区分	加算率			
	I	II	III	IV
地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
地域密着型介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%

◆ 施行時期

新加算は令和6年6月より算定できる。

◆ 加算要件

加算区分	要件
I	新加算（II）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置。
II	新加算（III）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化
III	新加算（IV）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
IV	・ 新加算（IV）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分すること。 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等

※加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。

◆ 今後の手続き

①旧加算4月・5月分及び新加算の処遇改善計画書の提出

→令和6年4月15日(月)まで

②処遇改善計画の変更に係る届出書

→令和6年6月15日(土)まで

③「体制等状況一覧表」「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出(新加算)

→居宅系サービスは令和6年5月15日(水)まで

施設系サービスは令和6年5月31日(金)まで

④令和6年7月以降に新加算を算定する場合

→算定する月の前々月までに処遇改善計画書を提出する。

※事業者(法人)単位での提出が可能。